

第8回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年8月17日(月)

場所 市役所3階 301会議室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 1件)

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 1件)

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)

応召委員(12名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
6番	奥住 雄一	7番	高橋 文雄
8番	安彦 祥子	9番	内野 一彦
10番	宮崎 義憲	11番	峰岸 豊
12番	加園 好久	13番	石川 裕一

職務のために出席
した者(事務局)

事務局長	中村 顕治
事務局次長	本木 豊
事務局書記	川島 一利

午後3時54分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第8回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12人でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、2番森谷常夫委員、8番安彦祥子委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成16年1月18日に相続し、前回調査は、平成29年6月15日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地の資料を確認し、協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしくをお願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

本日、午後3時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地の資料を確認し、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、サトイモ、ショウガ等が、②の農地は、キュウリ、ニンジン、ネギ、サトイモ等が栽培されており、③と④の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでし

		た。
		以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。
議 長 (石川 裕一君)		報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。
		はい、峰岸委員。
1 1 番 (峰岸 豊君)		1番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議 長 (石川 裕一君)		他にございませんか。
委 員		なし。
議 長 (石川 裕一君)		御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長 (石川 裕一君)		ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。
		次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (本木 豊君)		それでは、御説明いたします。
		報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、1件ございます。
		本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。
		申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、道路でございます。
		以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の届出地について、私が現地を確認しております。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、2件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、いずれも一般住宅でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番と2番の届出地について、私が現地を確認しております。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第8回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 3 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 2 年 8 月 1 7 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩